

令和4年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和4年7月28日（木）午後1時から午後2時まで

2 場 所 鴨川市役所400会議室

3 出席者

（1）委員

樋口洋子委員、前田恵美子委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、石井薫委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規程により出席した者

長谷川孝夫市長

市民福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

市民生活課 塚越均課長、小原富裕係長

企画総務部

税務課 佐藤信二課長、小東慶旭係長、宮岡明子主査

4 欠席者

黒野秀樹委員、羽田幸弘委員

5 次第

（1）開会

（2）会長あいさつ

（3）市長あいさつ

（4）議件

①令和3年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について

（5）その他

①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について

②コロナ禍の熱中症対策について

（6）閉会

6 会議内容

別紙のとおり

7 会議の傍聴者

なし

1 開 会

(司 会)

皆様、こんにちは。

本日の進行を務めさせていただきます市民生活課の小原と申します。

会議に入る前にあらかじめご案内いたします。本会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」に基づき、公開とさせていただきます。

つきましては、会議録作成のため会議を録音させて頂き、市のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本日の傍聴の申込みは0名となっています。

(資料確認)

2 委嘱状の交付・会議の成立（欠席の連絡）

(司 会)

会議に先立ちまして、本来であれば市長より皆様に委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、恐れ入りますが、机上にて交付させていただきます。何卒ご理解、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、黒野委員、羽田委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。本協議会委員としてのご承諾は予めいただいておりますので、後ほど委嘱状を交付させていただきます。

本日、5名の委員の出席をいただいております。過半数の委員が出席されておりますので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、本協議会は成立いたしました。

ただいまより、令和4年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

3 委員の紹介

(司 会)

このたび、委員の選任替えもございましたので、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。

会議資料の「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」をお配りしておおり、7名の皆様に委員としてご就任いただいております。名簿の順に紹介させていただきます。

はじめに、被保険者代表の樋口洋子様、前田恵美子様でございます。

次に、保険医代表の林宗寛様。今日欠席ですけれども、黒野秀樹様でございます。

次に、公益代表の酒井龍一様。今日欠席でございますが、羽田幸弘様でございます。

最後に、被用者保険等保険者代表の石井薫様でございます。

4 市長の紹介及び職員の自己紹介

5 市長挨拶

改めましてこんにちは。ご案内のとおりでございますが、本日は令和4年度の第1回目となります。

す鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきました。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして大変暑い中ご出席いただきまして心から御礼を申し上げさせていただきます。

新たな委員となられます本年度委員へのご就任を、皆様方ご快諾いただきましたこと重ねて感謝申し上げます。それと共に任期の3年間、国民健康保険を安定的かつ適正に運営していくために、さらなるお力添えを賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

ご案内のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症。これまでのワクチン接種、あるいは感染防止対策に因りまして一定の成果があっただろうなというふうにも私自身思っておりました。

そして、しかしながらいろいろな集まりのたびに私はこういうふうにも申し上げさせていただきました。まだまだ油断を許すことはできないよと。だから、しっかりと感染症対策をしっかりとしましょうと。このように市民にも呼びかけさせていただいたところではありますが、これもご案内の通りでございます。

昨日は21万人。全国でということでございますが、本市におきまして60人以上の方達が感染したと。この数字は、必ずしも昨日1日の数字というよりも、むしろその近辺。前の日も数えているかも知れません。統計上仕方が無い部分もある訳でございますが、いずれにしても今全国的に急激に拡大しておる状況でございます。

まさに、引き続き警戒が必要な状態にあるということ、まず我々はここに認識しなければいけないだろうとこのように思っております。

本市におきましては、3回目のワクチン接種につきましては、ほとんどの方々75%を超える77から8%の皆様方に打っていただきました。確かに他県他市と同様に若い者の摂取率が少し遅れているという傾向はあったものの、今はほとんど打っていただいた。3回目の接種の方々に打っていただいたという状況にあるわけではございますが、今第4回目のワクチン接種におきましてその環境の整備を整え、すでに接種が始まっているところでございます。

今は60歳以上ということでございますが、国からの方針もあり、県からの方針もあり、医療従事者そしてまたその周りにいらっしゃるエッセンシャルワーカーと言いましょか。施設に勤めていらっしゃる方々。あるいは消防士さん等々含めまして、あるいは学校の先生方、あるいは幼稚園保育園の先生方含めましてそういった方々にも打っていただきましょうということで今動いているところでございます。

なんとか第七波の拡大をこれ以上させない。まさに市民の暮らし、健康、そして何よりも安全安心な街であるよということをなんとか示していきたいなと、このように思っているところでございます。

特に暮らしの面につきましては、感染防止をしっかりとする中で様々な事業への支援策を今行っているところでございます。正にこれは国の臨時交付金等々を活用しながらということになります。しっかりとこの辺のところを整えながら、本市としてもやって参りたいとこのように思っているところでございますので、どうぞ皆様方もご理解いただければとこのように思っているところでございます。

本題に入らせていただきます。今日の会議でございますが、今本市の国民健康保険の状況を見ますと、県内においては一人あたりの医療費は上位にございます。この上位というのは、高い

方に有るという意味でございます。また、保険税につきましては県内で中位くらいに、中ごろにあるというところでございます。それぞれ位置するという状況が続いておるところでございますが、平成 27 年度以降、保険税率の引き上げをすることなく、現在に至っているところでございます。

また、平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化による県が財政運営の主体となつてからは、県内統一税率に向けた環境整備を行っているところでございますが、特にそうした中で課題等もいくつか上がっているところでございます。そうした整備をしている。聞く所によりますと、令和 11 年度くらいにというふうに話しておいた方がよろしいかと思いますが、そのような話が出ているところでございますが、その環境整備に向けて今動いているところでございます。

今後とも皆様方の意見を賜りながら、適正な国保運営に努めてまいりますので、よりいっそうのご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

本日の議件でございますが、令和 3 年度の国民健康保険特別会計決算。これは案ということでございますが、この事につきまして、この後事務局から詳細な説明をさせていただきますので、忌憚のない御意見を賜れば大変有り難いと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

6 会長及び会長代理の選出

(司会)

続きまして、会長及び会長代理の選出でございますが、皆様にお諮りいたします。会長が決まるまでの間、市長を座長に進行したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(市長、座長となり進行)

(市長)

会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきます。座ったままで失礼させていただきます。初めての委員さんもいらっしゃいますので、国保運営協議会に関する法令等について、事務局より説明をいたしますのでお願いいたします。

(市民生活課長 国保運営協議会に関する法令について説明)

(市長)

それではここで会長の選出でございますが、説明にあったとおり、会長は公益を代表する委員の中から選出することになっております。また、会長の選出は無記名投票を原則としておりますが、委員の皆様の異議ないときには他の方法を用いることができます。

そこででございますが、会長の選出方法についてお諮りいたしたいと思います。慣例によりまして、指名推薦ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(市長)

それでは、意義なしという声があったという事で、委員の皆さんの了承をいただきましたので、

指名推薦をさせていただきたいと思います。会長をご推薦させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(前田委員) はい。

(市 長) 前田委員さん、お願いいたします。

(前田委員)

これまで委員としての経験が長い酒井委員が会長に適任かと考え、ご推薦いたします。

(市 長)

ただいま、前田委員さんの方から酒井委員さんへ会長をとというお話がございました。他の皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(市 長)

はい。それでは、委員の皆様の賛同を頂きましたので、酒井龍一委員に会長職をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、私の職を解かせていただきます。

(議長)

ただいま皆様のご推薦により会長職をすることになりました、酒井龍一でございます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、会議を進めさせていただきます。

はじめに、会長代理の選出でございますが、私の指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(議長)

皆様のご了承をいただきましたので、樋口委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(議長)

それでは樋口さん、よろしくお願いいたします。

7 議件1 令和3年度国民健康保険特別会計決算

(市民生活課長 令和3年度 鴨川市国民健康保険特別会計決算について説明)

(議長)

ありがとうございました。ただいま、議件1についてのご説明がございました。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。樋口委員、いかがでしょうか。

(樋口委員)

ここ数年はコロナの関係で、災害特例補助金が毎年入ったため、こういう形で収まっているとい

う事だと思うんですが、これが無くなっても、健全な資金繰りが出来ていくような形が出来たというふうに解釈をしてよろしいですか。

(市民生活課長)

災害特例臨時交付金は、コロナ感染症で影響を受け、保険税の納付が難しくなっている方は所得が低い方で、その方の保険税を減額または免除する場合に、その額を国が補填してくれるという交付金ですので、それは、本当にコロナの取組の部分で解決をします。

ところが、決算の状況を元年度から単年度収支では黒字。プラスになっていると申しましたように、基本的に保険給付で支払いに必要なものについては、県が全額支払いしていただける事になりました。

(議長) 他に、ご質問ございますでしょうか。林先生、いかがですか。

(「ありません」の声)

(議長)

はい。分かりました。それでは、質疑を終結してよろしいでしょうか。それでは、ただ今、議題となっております、令和3年度国民健康保険特別会計決算について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

8 その他

(議長)

ありがとうございます。本日は、この議件1のみでございます。次に、その他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

(税務課長) はい。よろしいですか。

(議長) では、税務課の方からお願いします。

(税務課長)

それでは、税務課の方から、皆様にご報告とご案内をさせていただければと思います。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について説明)

(議長)

ただ今、税務課の方から新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免等についてのご説明がありました。この件につきましてご質問のある方、いらっしゃいましたらお願いいたします。はい。樋口委員。

(樋口委員)

コロナの感染症の影響による収入減の資料2の件なんですけど、これはコロナに特化してあるわけですね。他の病気でも同じような状況に陥るような家庭って現実にはたくさんあると思うんで

すけど、そういうのに対しては別に配慮するような決まりがあるのでしょうか。

(税務課長)

そちらに関しましては、通常来、所得状況等を含めまして7割5割2割軽減等の対応を常に図っておりますので、そちらの方で対応出来るかと思っています。

(樋口委員)

そうですか。コロナって書いてあるから、コロナじゃない方が不公平感を持つかなって。

(税務課長) これ自体は、コロナのになりますけれども。

(樋口委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長)

その他、ご質問ございますでしょうか。それでは石井委員さん、何かございますでしょうか。

(石井委員)

今のお話で、国や県で補助を受けられないような場合の対応策みたいなものはあるのでしょうか。今、国とか県に補助を依頼するというような形で要望書を出しているという事なんですけども、それが通らなかった場合の対応策みたいなものっていうのはあるのでしょうか。

(税務課長)

ご質問をいただきました、10分の6の部分について、「もし、国や県が対応をしなかった場合は、どのような事になるか」ということですが、最終的にもし国や県がこちらの残り分の補填をしないという事になりますと、この国保特別会計の中でそこを補う形になります。具体的には、基金を取り崩してそこに当てるとなどの対応になると思います。

(石井委員) それに伴って、保険料増額とかそういう事は考えてはいないという事ですね。

(税務課長) はい。そういった事は考えていません。

(石井委員) ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、他に質問ございますでしょうか。無ければ税務課からの報告は以上とさせていただきます。最後になりますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

(健康推進課長)

健康推進課から一点、お願いでございます。

お手元に、「熱中症 思い当たることはありませんか」のチラシをお配りさせていただきました。

コロナ感染症の対策に併せてこの熱中症の対策もお願いできればと思っております。

特に、マスクにつきましては、特に屋外では、距離が保てるようであれば、着用は必要ございません。ただ、外でも近距離でご友人の方とお話をする際は、マスクはお願いできればと思っております。

ます。

この熱中症でございますけれども、今年は例年より気温が高いと予想されております。

熱中症は、こちらのチラシのとおり、こまめに水分補給を取っていただくとともに、エアコンの適切な運用を図っていただきまして、暑さから身を守る事が大切でございます。

特に、年配の方々につきましては、トイレが近いからとか、汗をかくのが嫌だからと水分補給を遠慮されがちですが、こまめに取っていただくという事が必要かと思っております。

また、中には、ご自分でなかなか水が飲めないような状況の方に症状が出た場合は、救急車を呼んでいただきたいと思いますと思っております。

また、裏面は、熱中症予防ができていますかという、簡単なチェック項目がありますので、帰られてからご自分の状況等々をチェックしていただければと思います。

後、環境省でも熱中症警戒アラートを発信して、熱中症対策に動いております。警戒レベルは4段階に分かれております。

鴨川市では、危険という情報が出れば、広報等、安心・安全メールで周知させていただきたいと思っております。

こちらの危険という一番重い状況は、暑さ指数が31以上で、これは基本換算で35℃以上の状況です。原則運動は禁止です。

その次の警戒レベルは、厳重警戒です。暑さ指数は28から31で、気温換算しますと、31℃から35℃の状況で、厳しい運動は中止し、外出時は、炎天下は避けるという状況でございます。

いずれにしても、コロナ感染対策を施しながら、マスクの適切な着用をしながら、こちらの熱中症対策をやっていただければと思っております。健康推進課からは以上となります。

(議 長)

事務局の方から、他に何かございますか。それでは、本日の議件は全て終いたしましたので、私の議長の職を解かせていただきます。

今日は、長谷川市長さんにおかれましては、大変お忙しい中、最後までご出席いただきありがとうございました。

また、委員の皆様、事務局の皆様、ご協力いただき感謝申し上げます。

9 閉会

(司 会)

次回の運営協議会について、ご案内申し上げます。次回は、来年、年明けになりますが、令和5年2月頃を予定しております。

詳しい日程が決まり次第、皆様にご案内いたしますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市国民健康保険条例施行規則第13条第1項及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規程により会議録の内容について確認し署名します。

令和4年10月31日

鴨川市国民健康保険運営協議会

会長 酒井 龍一